

# 第5章 豪州

## 関税

### 関税構造

\*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第2部第5章1を参照。

#### <措置の概要>

関税法、関税定率法及び関連法規において、関税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率、日・オーストラリア経済連携協定（日豪 EPA）税率、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入された又は国内で代替品が生産されていない物品に対する関税優遇制度（関税払戻制度、関税免除制度等）がある。

豪州の2023年時点の非農産品の単純平均譲許税率は10.5%とその水準は高く、特に、一部の衣類（最高55%）、エンジン類（最高50%）、電気機器（最高48%）、乗用車（最高40%）等の高関税品目が存在するが、2023年時点の非農産品の単純平均実行関税率は2.6%であった。なお、非農産品の譲許率は96.8%である。

#### <懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

#### <最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第II部第5章2.(2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、豪州は、2017年1月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（23%）、スイッチ類（23%）、スタティックコンバーター等の部分品（19%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2021年7月に撤廃された。

なお、2015年1月に日豪 EPA が発効されたことで、我が国から輸出する一般機械・電気電子機械（自動車部品を除く）、自動車や自動車部品等の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。2025年までに我が国からの輸出額の約99.8%の関税が撤廃される。

2023年3月28日、豪州国境警備隊（ABF）は、2013年に制定された関税附則の大部分が失効すること

を発表した<sup>1</sup>失効対象となる附則は、2023 年 4 月 1 日午前 0 時をもってその効力を失い、1995 年関税定率法別表 4 第 57 号に規定されているものと同じ品目の関税割引率を適用できる新しい統一附則に置き換えられる。

2024 年 6 月 7 日、ABF は、2024 年 7 月 1 日から、豪州が締結する EPA 等で既に特惠税率がゼロとなっている、食品・衣類・家具・電化製品等 457 の品目について、関税を撤廃することを発表した<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> ABF “Australian Customs Notice No. 2023/13” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2023-13.pdf>)

<sup>2</sup> ABF “Australian Customs Notice No. 2024/17” (<https://www.abf.gov.au/help-and-support-subsite/CustomsNotices/2024-17.pdf>)